

労働者派遣法第23条第5項及び同法規則第18条の2第3項に基づく情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき、下記事業所における労働者派遣事業に関わる情報を公開いたします。

株式会社パソナ

奈良県雇用予定型リカレント教育事業（奈良県委託事業）

1. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

| 労使協定の締結の有無                   | 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 |
|------------------------------|--------------------|
| 有<br>(協定の有効期間の終期：2024年3月31日) | 全ての派遣労働者           |

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

| キャリアコンサルティング相談窓口 | 0742-25-2700   |        |            |      |      |
|------------------|----------------|--------|------------|------|------|
| 教育訓練の内容          | 対象者            | 実施主体   | 実施方法       | 賃金支給 | 費用負担 |
| 入職時研修            | 新規採用者          | 当社     | Off-JT     | 有    | 無    |
| 職能別・職種転換・階層別研修   | 1年以上の雇用が見込まれる方 | 当社/派遣先 | OJT/Off-JT | 有    | 無    |

※ その他の教育研修のメニューにつきましては、<https://www.pasona.co.jp/careerup/> をご確認ください。

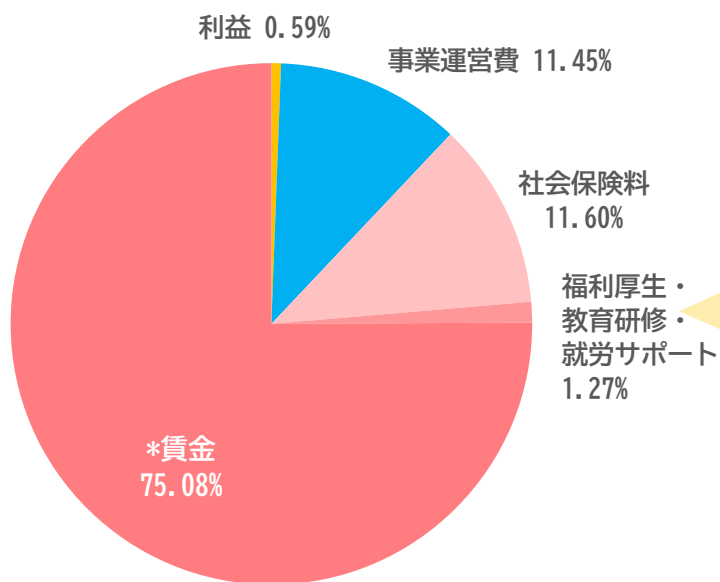
## 労働者派遣法第23条第5項及び同法規則第18条の2第3項に基づく情報提供(補足)

パソナでは、賃金に加えて、ステップアップのための各種教育訓練メニューの充実、そして、全国でご利用頂ける140万件以上もの福利厚生サービスや、各種相談窓口の設置、また、定期健康診断の受診時に一部オプション検査が、自己負担なく受診できる環境を整えるなど、派遣スタッフの皆様が安心してイキイキとお仕事できるよう、様々な取り組みを行っております。

このような派遣スタッフの賃金とパソナの取り組みの関係を、下図の内訳例で補足説明いたしましたので、次頁以降の「労働者派遣法第23条第5項及び同法規則第18条の2第3項に基づく情報提供」と併せてご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

### 【ご参考・平均的な派遣料金内訳】

(小数点以下2位未満の端数四捨五入)



\*賃金には有給休暇・通勤交通費を含みます

#### 福利厚生：ベネフィットステーション

利用可能な施設・サービス 全国140万件以上  
宿泊施設・スポーツ施設・各種スクール・リラクゼーション  
介護・育児・ブライダル・住宅関連サービス特典割引等

#### 教育研修

PASONA CAREER COLLEGE オンライン  
無料eラーニング（8,600講座以上）提携スクール（12校）他

#### ヘルスケア・各種相談サポート

定期健康診断のオプション検査を自己負担なく無料受診  
（対象検査）乳がん/子宮がん  
腹部超音波/前立腺がん/前立腺エコー  
・健康相談窓口  
「メディカルケアサービス」「産婦人科・小児科オンライン」  
・キャリア相談  
「キャリアコーチ」「アバターキャリアコンサルジュ」  
・ハラスメント相談、その他各種相談窓口  
「キャッチ・ザ・ハート」「スタッフコンサルジュ」

※2023年6月1日現在

- 教育研修については、<https://www.pasona.co.jp/careerup/> をご覧ください。
- 福利厚生サービスについては、<https://www.pasona.co.jp/life/> をご覧ください。  
(<https://www.pasona.co.jp/life/benefit.html>)
- 各種相談サポートについては、<https://www.pasona.co.jp/life/inquiry/> をご覧ください。